

## ロシアの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ロシア連邦は、共和制の連邦国家である。世界最大の面積と世界第 9 位の人口を有する大国であり、いわゆる「BRICs」（ブラジル、ロシア、インド及び中国）の一角を占めている。

広大な領土を有するロシア連邦には、85 の「連邦構成主体」がある。即ち、州が 46、地方が 9、連邦市が 3、共和国が 22、自治州が 1、自治管区が 4 ある。また、ロシア連邦政府が連邦構成主体を監督するための区分として、9 の「連邦管区」がある（これらの数字には、クリミア共和国とセヴァストポリ連邦市を含んでいるが、これらの帰属についてはウクライナと係争中である）。各連邦管区に派遣される大統領全権代表は、連邦政府の政策が円滑に実施されるように連邦構成主体を監督する任務を負っている。

1991 年にソビエト連邦時代の共産党一党支配体制が終焉した後、ロシア連邦は、近代立憲主義の理念及び制度を多く導入した。ソビエト連邦時代の法令は、ロシア連邦の法令と矛盾しない限りにおいて、効力を有するものとされているが、大部分はロシア連邦の数多くの新しい法令により置き換えられた。

ロシア連邦の法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている<sup>2</sup>。ロシア連邦の法令は、法的効力の強い順に、①憲法、②憲法的法律、③法律、④大統領令及び大統領命令、⑤政府決定及び政府命令、⑥その他の法令がある<sup>3</sup>。憲法に違反する法律及び下位法令は無効であり、憲法に反する条約は発効しない。裁判所による判決例については、「法源」とはいえず、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、事実上の拘束力は必ずしも否定されない。しかし、連邦最高裁判所の中に設置された「幹部会」が「総会決定」という解釈指針を一般的な形で定めており、「連邦最高裁判所総会決定集」が発行されている。個別の訴訟事件で出された判決例よりも、「総会決定」の方が重視されているのが実状である。

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> ロシアの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第 5 回 ロシア」（『国際商事法務 Vol.41, No.2』（国際商事法研究所、2013 年）所収）213～219 頁を参照されたい。

<sup>3</sup> 『アクセスガイド外国法』（北村一郎編、東京大学出版会、2004 年）の「ロシア法」（小森田秋夫著）267～270 頁。

2012年8月22日、ロシアは156番目のWTO加盟国となったこと等から、日本企業のロシアに対する関心は、今後ますます高まっていくものと思われる。日本企業のロシア進出が増加するに伴い、日本企業がロシアにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなると考えられる。その意味で、ロシアの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ロシアの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

## II 知的財産法全般

ロシア連邦憲法には、①知的財産は法により保護されること（44条1項）、②知的財産の法規制は連邦の管轄に属すること（71条）が規定されている<sup>4</sup>。

ロシア民法典は4つの部から構成されているところ、そのうち第4部に知的財産に関する法制度が規定されている<sup>5</sup>。2008年1月1日に施行された第4部は、2014年3月12日に大きく改正された<sup>6</sup>。民法典第4部（2014年3月12日現在）の主な体系は、表1のとおりである。

表1：民法典第4部（2014年3月12日現在）の主な体系<sup>7</sup>

第7編 知的活動の成果及び識別手段に対する権利	
第69章 総則	
第70章 著作権	
第71章 著作隣接権	第1節 総則
	第2節 実演権
	第3節 レコードに係る権利
	第4節 放送事業者及び有線放送事業者の権利
	第5節 データベース制作者の権利
	第6節 学術、言語又は美術の著作物に係る出版社の権利
第72章 特許法	第1節 総則

<sup>4</sup> ロシア連邦憲法の英訳は、ロシア政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.constitution.ru/en/10003000-01.htm>

<sup>5</sup> 民法典第4部の和訳は、特許庁の下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/russia/minpou\\_no4.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf)

<sup>6</sup> なお、ロシア民法典は、2015年11月28日にも改正されており、そのロシア語原文は、WIPOのウェブページに掲載されている

（<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=15809>）が、英訳又は和訳は見当たらない。本稿では、2014年3月12日現在の民法典第4部の内容に従って記述することとする。

<sup>7</sup> 表1を含め本稿の作成にあたり、民法典第4部の和訳は、特許庁の前記ウェブページに掲載された和訳に従った。

	第2節 特許権
	第3節 発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利の処分
	第4節 職務遂行中又は契約に基づく任務遂行中に職務としてなされた発明、実用新案の考案又は意匠の創作
	第5節 特許付与
	第6節 特許の存続期間の終了及び回復
	第7節 法的保護の特性及び秘密発明の使用
	第8節 発明者及び特許権者の権利の執行
第73章 新品種に係る権利	第1節 総則
	第2節 新品種に係る知的財産権
	第3節 新品種に係る排他的権利の処分
	第4節 職務遂行中又は契約に基づく業務遂行中に育成、二次的育成又は発見がなされた新品種
	第5節 新品種の特許の付与、新品種の特許の終了
	第6節 新品種の育成者及びその他の特許権者が保有する権利の執行
第74章 集積回路の回路配置（配置設計）に係る権利	
第75章 営業秘密（ノウハウ）に係る権利	
第76章 法人、商品、作業、サービス及び事業の識別手段に係る権利	第1節 商号に係る権利
	第2節 商標に係る権利及びサービスマークに係る権利
	第3節 原産地名称に係る権利
	第4節 取引名に係る権利
第77章 単一技術体系内の知的財産の成果の利用権	

ロシア連邦民法典は、他の法律に含まれる民事法の規定よりも、優先して適用される（民法典優位の原則）ものとされている。この点で、「特別法は一般法に優位する」という原則とは逆になっている。「民法典優位の原則」は、1990年代初頭のロシア連邦における混乱した法状況に対し、統一性及び安定性をもたらそうとしたものであるが、かえって混乱を生じさせているともいわれている<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 小田博著「ロシア法(2)―私法の再生」(『法学教室 No.368』(有斐閣、2011年)所収)

ロシアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、WIPO 設立条約、特許協力条約（PCT）、ユーラシア特許条約、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、商標法に関するシンガポール条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、国際特許分類に関するストラスブール協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。

知的財産権に関連するロシアの政府機関のうち最も主要なものである連邦知的財産庁（ロシア語では、**Федеральная служба по интеллектуальной собственности (Роспатент)**）。英語では、**Federal Service for Intellectual Property (Rospatent)**。以下「ロスパテント」という）<sup>9</sup>は、連邦政府の経済発展省の下部機関であり、モスクワに設立されている。ロスパテントの機能には、①知的財産権の出願審査及び登録、②知的財産権のライセンス契約及び譲渡契約の登録、③手数料及び登録料の管理、④特許代理人の登録及び監督等がある。ロスパテントが取り扱う知的財産権の範囲は、発明、実用新案、意匠、コンピュータ・プログラム、データベース、集積回路配置、商標、原産地表示等を含む。ロスパテントの中に連邦産業財産権機関（ロシア語では **Федеральный институт промышленной собственности**）（ФИПС）。英語では **Federal Institute of Industrial Property (FIPS)**。以下「FIPS」という）<sup>10</sup>があり、前述したロスパテントの機能の大部分は、実際には、FIPSが行っている。

ロシアでは、「弁護士」の資格を得るためには、①高等法学教育修了、②2年以上の法律専門の活動経歴又は弁護士組織における修習、③各連邦構成主体の資格審査委員会の実施する資格試験への合格が必要である。各連邦構成主体の司法機関に登録すれば、連邦内のどの地域でも、弁護士として活動することができる<sup>11</sup>。

また、「弁理士」については、民法典第4部に規定が置かれている（1247条）。これによると、ロシア連邦の知的財産当局に対する手続は、出願人、権利者、その他の利害関係人が、直接的に、又は当該連邦当局に登録された弁理士を介して、又はその他の代理人を介して、これを行うものとされている。ロシア連邦の領域外に居住する者及び外国法人は、国際条約に別段の定めがない限り、ロシア連邦の知的財産当局に登録された弁理士を介して連邦の知的財産当局に対する手続を行うものとされている。弁理士資格を得るための要件は、①ロ

---

50 頁。

<sup>9</sup> ロスパテントのウェブサイトの URL は、下記のとおり。

<http://www.rupto.ru/rupto/portal/start?lang=en>

<sup>10</sup> FIPS のウェブサイトの URL は、下記のとおり。

[http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content\\_en/en](http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en)

<sup>11</sup> 小森田秋夫著「ロシアの司法制度と法令用語」

<http://ruseel.world.coocan.jp/judiciary.htm>

シア連邦の国民であり、ロシア連邦内に居住していること、②大学レベルの高等教育を受けていること、③4年以上の実務経験を有することである。弁理士の専門分野は、「特許及び実用新案」、「意匠」、「商標及びサービスマーク」、「原産地表示」、「コンピュータ・プログラム、データベース、集積回路配置」という5つの分野に分けられており、各分野ごとに研修及び試験が行われ、資格が付与される（複数の分野の資格を取得することも可能）。例えば、「特許及び実用新案」の分野について資格を認められ登録された弁理士は、特許及び実用新案の出願手続の代理業務を行うことはできるが、商標の出願手続の代理業務を行うことはできない<sup>12</sup>。

ところで、「弁護士」と似て非なる言葉として、「ユリスト」（ロシア語では「юрист」）がある。これは、もともとは広い意味での「法律家」（日本でも、弁護士以外に、弁理士、税理士、司法書士、行政書士等のさまざまな隣接法律専門職がある）を意味していたが、最近では、「弁護士資格を持つことなく法律サービスを提供する者」を意味するものとして使われるようになった<sup>13</sup>。

### III 特許

ロシアで特許権の保護を受けるためには、2つの方法がある。1つは、ロスパテントにロシア特許を出願し、登録を受けることである。もう1つは、ユーラシア特許庁にユーラシア特許を出願し、登録を受けることである。

#### 1 ロシア特許

発明として保護を受けることができるのは、製品（装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む）又は方法（有形的手段を用いて有形物に影響を与える方法）に関連するあらゆる主題分野における技術的解決であって、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が認められるものである。

発明者とは、自己の創作性により発明成果の創作をもたらした者である。特許出願において発明者として記載された者は、発明者とされる。単に技術上、コンサルティング上、組織上又は財政上の寄与又は援助のみを提供した者又はかかる成果若しくはその使用権の権利化においてのみ寄与した者並びに業務過程の監督を行った者のように、成果の達成について個人的な創作的貢献を行わなかった者は、発明者とは認められない。

特許を受ける権利は、発明者に原始的に帰属するが、制定法の定め又は書面契約により譲渡することができる。また、自己の職務として又は使用者が指定した特定の任務として従業者がした発明は、職務発明とみなされる。職務発明に係る創作者人格権は、発明者たる従業

<sup>12</sup> 黒瀬雅志編著『ロシア知的財産制度と実務』（経済産業調査会、2013年）32～33頁。

<sup>13</sup> 小森田秋夫著「ロシアの司法制度と法令用語」

<http://ruseel.world.coocan.jp/judiciary.htm>



者に帰属する。これに対し、職務発明に係る排他的権利及び特許を取得する権利は、従業者と使用者との間の契約に別段の定めがない限り、使用者に帰属する。使用者が職務発明について特許を受けるか、かかる発明についての情報を秘密にしておくこととしその旨を従業者に通知するか、特許を取得する権利を他人に移転する等により特許を取得できなかった場合は、従業者は補償金を受ける権利を有する。補償金の額、使用者による支払の条件及び手続は、使用者と従業者との間の契約により決定され、紛争が生じた場合は裁判により決定される。

特許の登録を得ようとする者は、ロスパテントにロシア特許を出願することができる。出願日から 18 か月経過後に、特許出願の情報が公開される。ロスパテントは、審査の結果、出願された発明が特許性を満たすと判断すれば、特許査定を行い、特許性を満たさないと判断すれば、特許拒絶査定を行う。特許査定に対する異議申立て及び特許拒絶査定に対する不服申立ては、ロスパテントの審判部により審理が行われる。また、発明特許の存続期間中はいつでも、無効宣告請求により、発明特許の全部又は一部が無効とされる可能性がある。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年間である。

## 2 ユーラシア特許

ユーラシア特許は、ユーラシア特許条約の加盟国<sup>14</sup>全てを対象とするものであり、個別の国を指定することはできない。ユーラシア特許が付与されると、加盟国全てにおいて効力を有する単一の特許が取得されるのであって、「各加盟国における国内特許の束」が取得されるのではない。特許権者は、ユーラシア特許による保護を受けたい加盟国ごとに年金を支払うことになる。ユーラシア特許は、ロシア語による単一の手続で加盟国全ての広い領土内で特許権を取得できるため、国内特許を取得するのに比べて便宜である。

ユーラシア特許の登録を得ようとする者は、ユーラシア特許庁（ロシア語では Евразийское патентное ведомство (ЕАПВ)。英語では Eurasian Patent Office (EAPO)。以下「EAPO」という)<sup>15</sup>にユーラシア特許を出願することができる。

ユーラシア特許の侵害については、各加盟国における国内裁判所が審理を行う。当該裁判所の判決は、当該加盟国においてのみ効力を有する。

ユーラシア特許権の存続期間は、原則として、出願日から 20 年間であるが、より長い存続期間を国内特許法において認めている加盟国においては、延長が可能である。

## IV 実用新案

<sup>14</sup> 2016年6月20日現在、ロシア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、モルドバ、タジキスタン、トルクメニスタンの9か国が加盟している。ウクライナ及びグルジアは、ユーラシア特許条約に署名はしたものの、批准していない状況にある。

<sup>15</sup> EAPOのウェブサイトのURLは、下記のとおり。

<http://www.eapo.org/en/>

実用新案として保護を受けることができるのは、装置に関連した技術的解決であって、新規性及び産業上の利用可能性が認められるものである。発明の場合とは異なり、方法に関する技術的解決は、実用新案としての保護を受けることはできない。また、発明の場合とは異なり、実用新案として保護を受けるためには、進歩性は要件とはされていない。

実用新案の考案者とは、自己の創作性により考案成果の創作をもたらした者である。実用新案登録出願において考案者として記載された者は、考案者とされる。

職務考案についても、「ロシア特許」の箇所で「職務発明」について前述したことと同様のことがあてはまる。

実用新案登録を受けようとする者は、ロスパテントに実用新案登録を出願することができる。従来、実用新案登録にあたっては方式審査のみ行われていたが、民法典第4部の2014年改正により、実体審査も行われるようになった。

実用新案権の存続期間は、出願日から10年間である。

実用新案権の権利行使にあたっては、技術評価書を提示する必要はない。

## V 意匠

意匠として保護を受けることができるのは、工場で製造されたか又は自家製の物品の外観の解決であって、その重要な特徴に関して新規性及び独創性が認められるものである。ここにいう「重要な特徴」とは、物品の外観の審美的な細部を決定する特徴をいい、形状、輪郭、装飾、色彩及び線模様、物品の外形、物品を形成している材料の質感又は仕上げを含む。もっぱら物品の技術的機能により決定される特徴は、意匠において保護される特徴には含まれない。

意匠の創作者とは、自己の創作性により意匠成果の創作をもたらした者である。意匠登録出願において創作者として記載された者は、創作者とされる。

職務意匠についても、「ロシア特許」の箇所で「職務発明」について前述したことと同様のことがあてはまる。

意匠登録を受けようとする者は、ロスパテントに意匠登録を出願することができる。

意匠権の存続期間は、出願日から5年間であるが、意匠権者の請求により、5年ごとに延長することができる（最大25年間まで）。

## VI 商標

商標として保護を受けることができるのは、法人又は個人事業主の商品を識別することが可能な標章又は法人又は個人事業主が遂行した業務又は提供したサービスを識別することが可能な標示である。それぞれ、商品商標、役務商標として商標登録を受けることができ

る。単語、図、三次元、他の標示又はそれらの組み合わせ並びに色彩又は色彩の組み合わせは、商標として登録を受けることができる。

商標登録を受けるためには、識別力があることが必要であり、①ありふれており、特定の種類の商品を指示しない要素、②一般に受け入れられた表象及び用語等の要素、③商品の特徴付ける要素（商品の種類、品質、数量、特性及び価額並びに商品の製造又は販売の時期、場所若しくは方法等）、④商品の形状であって専ら又は主として商品の特性又は用途により決定される要素のみから構成され又は当該要素が支配的な位置を占める標識は、商標登録を受けることができない。また、①商品又はその製造者に関して虚偽であるか又は消費者に誤認を生じさせるおそれがあり、又は②公益並びに人間性及び道徳の原則に反する標識は、商標登録を受けることができない。

商標登録を受けようとする者は、ロスパテントに商標登録を出願することができる。

商標権の存続期間は、出願日から10年間であるが、商標権者の請求により、10年ごとに何回でも延長することができる。

商標登録後継続して3年以上登録商標を使用していない場合、請求により登録商標が取り消される可能性がある。

商標又は混同を生じるほど類似した標章が違法に貼付された商品、ラベル及び商品の包装は、模倣品とみなされる。商標権者は、模倣品、ラベル及び商品の包装を、侵害者の費用負担で、民間の流通から排除し破棄するよう要求することができる。また、そのような商品を流通に置くことが公共の利益に鑑み必要な場合、商標権者は、違法に使用された商標又は混同を生じるほど類似した標章を、侵害者の費用負担で、模倣品、ラベル及び商品の包装から除去するよう要求することができる。業務遂行又は役務提供において商標に係る排他的権利を侵害した者は、当該業務遂行又は役務提供において使用された資料（書類、広告等）から、商標又は混同を生じるほど類似した標章を除去する義務を負う。商標権者は、自己の選択により、侵害者に対し、損害に対する補償に代えて、①裁判所の裁量で決定された1万ルーブル以上500万ルーブル以下の金額、②商標が違法に貼付された商品の2倍の額又は同等の状況において通常合法的な商標の使用に適用される価格を下限として決定された商標の使用権の2倍の額の支払を請求することができる。

## VII 著作権

民法典第4部は、「第70章 著作権」（1225条～1302条）及び「第71章 著作隣接権」（1303条～1344条）において、著作権及び著作隣接権に関し詳細に規定している。その他、行政違反法、刑法等にも著作権に関する内容が含まれている。

著作権分野での法令の制定・改廃及び政策の決定、著作権集中管理団体の登録及び監督等は、ロシア連邦文化省が管轄している。

著作権の発生・取得等のためには、登録等の方式を必要としない（無方式主義）。但し、



著作権者の意思により任意で著作権登録を行うことは可能である。コンピュータ・プログラム及びデータベース等の著作物に係る著作権登録を行う場合は、ロスパテントに対して申請を行う。

著作権は、著作者の死亡年の翌年の1月1日から起算して70年間存続する。

人格権（著作者人格権、氏名表示権、同一性保持権、公表権があり、一身専属性、譲渡不能性等の性質を有する）の放棄は無効とされる。

最近の動きとしては、「情報及び電気通信ネットワークにおける知的財産権の保護に関するロシア連邦の特定の法の改正について」という連邦法（以下「海賊行為防止法」という）が2013年8月1日に施行されたということがあった。これにより、情報及び電気通信ネットワークにおける映画、動画等のコンテンツの無断アップロードが行われた場合、著作権者が、特別差止手続によって、当該コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスをブロックすることが可能となった。さらに、海賊行為防止法の2015年5月1日改正により、上記の制度が、ほぼ全てのコンテンツ（写真を除く）に拡大された。

## VIII 営業秘密

営業秘密については、民法典第4部の「第75章 営業秘密（ノウハウ）に係る権利」（1465条～1472条）及び2014年7月29日付けの「商業上の秘密について」という連邦法（以下「商業秘密法」という）に規定されている。

民法典第4部の規定によると、営業秘密（業務上の秘密）として保護を受けることができるのは、科学技術の分野における知的活動の成果及び現実的又は潜在的な商業的価値を伴う専門的活動の実行方法についてのあらゆる種類（生産、技術、経済、組織等）の情報であって、第三者に知られておらず、法律上の理由により第三者には自由な利用ができず、かつ、情報の所有者がそれを秘密にしておくための合理的な措置を採っているものである。営業秘密に係る排他的権利は、営業秘密の所有者に属する。営業秘密に係る排他的権利は、当該営業秘密の内容を構成する情報の秘密性が維持される限りにおいて効力を有する。

他方、商業秘密法は、秘密情報管理に係る体制・措置につき具体的な規定を置いている。例えば、商業秘密を保護する仕組みを導入するために採るべき措置として、①商業秘密を構成する情報の一覧を定義すること、②当該情報の処理及び遵守の監視方法を定めた規制を導入すること、③当該情報にアクセスできる者の一覧を作成すること、④雇用契約及び取引契約の中に、商標秘密に関する内容が規定されていること、⑤有形の情報記録媒体（USBメモリ等）及び書類に「商標秘密」のマークが所有者の契約の詳細とともに記載されていることである<sup>16</sup>。

<sup>16</sup> GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所著『模倣対策マニュアル ロシア編』（日本貿易振興機構、2016年）74～75頁。

## IX 知的財産権に関する契約

知的財産権に関する契約としては、知的財産権の譲渡契約及び知的財産権の使用許諾契約（ライセンス契約）等がある。知的財産権に関する契約は、書面により締結されなければならない。とくにライセンス契約の場合は、ライセンスの対象及び主題の明細（特許又は商標の登録番号等）並びに種類（独占的か非独占的か）を記載しなければならない。記載が無い場合は、ライセンス契約が締結されなかったものとみなされ、効力を生じない。特許又は商標のライセンス契約の有効期間は、当該特許又は商標の期間を超えてはならない。もしライセンス契約の有効期間が契約に記載されていない場合、当該契約の有効期間は 5 年間であると推定される。また、もしライセンスの対象地域が契約に記載されていない場合、対象地域はロシア連邦の全域であるものとされる。

従前は、ライセンス契約の効力要件として、ライセンス契約書の原本をロスパテントに届け出て登録する必要があったが、民法典第 4 部の 2014 年改正により、ライセンス契約書の原本の提出は不要となり、その代わりに、申請書にライセンス契約の重要事項（ライセンスの種類、対象、当事者等）を記載して登録することに変更された。

## X エンフォースメント

ロシアにおける知的財産権侵害者に対する法的手段としては、民事訴訟、刑事訴訟及び水際措置等の方法により、民事責任、刑事責任及び行政責任を追及することが挙げられる<sup>17</sup>。

ロシア連邦の従来の民事訴訟制度の下では、大きく分けて、通常裁判所の系列<sup>18</sup>と、仲裁裁判所の系列<sup>19</sup>の 2 つが存在してきた。通常裁判所における民事訴訟を規律するものとし

---

<sup>17</sup> ロシアにおける権利侵害品対策の実際については、齋藤寛著「ロシアにおける権利侵害対策の最新動向」（『特許ニュース 平成 28 年 4 月 18 日号』33～39 頁）を参照されたい。

<sup>18</sup> 通常裁判所は、民事事件と刑事事件のいずれについても、①連邦最高裁判所、②連邦構成主体レベルの裁判所、③地区裁判所、④治安判事の 4 つの級から成っている。連邦最高裁判所は、日本の最高裁判所に相当するものであるが、連邦最高裁判所の中に設置された「幹部会」が「総会決定」という解釈指針を一般的な形で定めており、「連邦最高裁判所総会決定集」が発行されている。個別の訴訟事件で出された判決例よりも、「総会決定」の方が重視されているのが実状である（小森田秋夫著「ロシアの司法制度と法令用語」<http://ruseel.world.coocan.jp/judiciary.htm>）。

<sup>19</sup> 仲裁裁判所は、計画経済時代に国有企業など経済組織間の紛争を解決していた「仲裁委員会」の系譜を受け継いでおり、経済事件（経済紛争についての事件及び企業活動その他の経済活動の実施と関連したその他の事件）を管轄する（『アクセスガイド外国法』（北村一郎編、東京大学出版会、2004 年）の「ロシア法」（小森田秋夫著）279・281 頁）。仲裁裁判所は、①連邦最高裁判所（以前は連邦最高仲裁裁判所が存在していたが、2014 年 8 月 6 日、連邦最高裁判所に統合された）、②管区連邦仲裁裁判所、③仲裁控訴裁判所、④連邦構成主体仲裁裁判所の四つの級から成っている。仲裁裁判所は、「裁判」を行う裁判所そのものであって、「仲裁」を行う仲裁機関ではない。よって、本来は、「経済裁判所」

て、2002年11月、ロシア連邦の新しい民事訴訟法典が施行された。同法典により、当事者主義と処分権主義の強化が図られた。また、仲裁裁判所における民事訴訟を規律する仲裁訴訟法典によると、仲裁裁判所は、経済事件（経済紛争についての事件及び企業活動その他の経済活動の実施と関連したその他の事件）を管轄する。このように、ある民事訴訟が通常裁判所と仲裁裁判所のどちらに管轄されるのかにより、提訴すべき裁判所や訴訟手続を規律する法律も異なってくる。知的財産権に関連する訴訟は、従前は、仲裁裁判所に管轄されることが多かった。このような状況の下で、2013年に知的財産裁判所が創設され、知的財産訴訟を管轄することとなった。知的財産裁判所における第一審としては、ロスパテントの決定に対する不服申立て、知的財産の有効性・取消に係る訴訟、商標不使用取消訴訟等が審理される。また、知的財産裁判所における破毀審としては、①知的財産裁判所が第一審として審理する事件を、知的財産裁判所の幹部会が審理し、②連邦構成体の仲裁裁判所及び控訴裁判所が審理する知的財産権侵害事件を、知的財産裁判所の裁判官合議体が審理する。

税関による水際措置は、模倣品対策として有効な措置である。即ち、商標権、著作権、著作隣接権又は原産地名称権の権利者は、その権利を税関知的財産登録簿に登録しておけば、ロシア税関が当該権利を侵害する商品の輸出入を差し止めることができる。実際にも、とくに商標権侵害事案では非常によく利用されている。ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスの5か国は、ユーラシア経済連合に加盟しているが、当該加盟国の領域内では税関が無い場合、いずれかの国に入った商品は、他の加盟国に容易に移動することになる。従って、とくに商標権については、上記の5つの加盟国全てにおいて商標登録をしておく必要性が高いといえる。なぜなら、一部の加盟国で商標登録をしておかないと、当該加盟国から他の加盟国に商標権侵害物品が容易に移動してしまうからである。

## X おわりに

以上、ロシアの知的財産法制度の概要を紹介したが、ロシアの知的財産に関する法令は、（ある程度の日本語訳及び英語訳はあるものの、）ロシア語で記述されており、また、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある<sup>20</sup>。しかし、今後のロシアの発展可能性、及び日本企業のロシア進出の増加傾向等を考えると、今後も、ロシアの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要

---

又は「商事裁判所」とでも呼ぶべきものである。なお、ロシア連邦商工会議所の下に設置された「国際商事仲裁裁判所」は、「仲裁裁判所」という言葉が使われてはいるが、上記の仲裁裁判所とは全く別のものである（小森田秋夫著「ロシアの司法制度と法令用語」<http://ruseel.world.coocan.jp/judiciary.htm>）。

<sup>20</sup> ロシア知的財産法に関する日本語による解説書としては、①黒瀬雅志編著『ロシア知的財産制度と実務』（経済産業調査会、2013年）、及び②GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所著『模倣対策マニュアル ロシア編』（日本貿易振興機構、2016年）がある。前者は、民法典第4部の2014年改正前のものであるが、後者は、2014年改正後のものである。

があらう。

※ 初出：『特許ニュース No.14243』（経済産業調査会、2016年、原題は「世界の知的財産法 第10回 ロシア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。